

「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」開催要綱（案）**（目的）**

第1条 大量のリチウムイオン電池を貯蔵又は取り扱う施設については、消防法令の規定により、危険物施設として一定の防火安全対策を講ずることとされているが、平成23年3月6日に行われた行政刷新会議による規制仕分けにおいて、安全性の確保を大原則としつつ、リチウムイオン電池の火災危険性について再検証することが求められた。

そのため、リチウムイオン電池の火災危険性について再検証を行うとともに、リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方等について検討を行うため、「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）リチウムイオン電池の火災危険性に関する事項
- （2）リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する事項
- （3）その他必要な事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成24年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成23年8月 日から実施する。